

# 平成29年度決算の傾向及びリスク対応掛金の導入傾向

年金信託部 数理企画チーム

弊社が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の平成29年度決算結果の概要及び財政検証結果の傾向をご報告いたします。

また、平成29年1月以降設定が可能となったリスク対応掛金の導入傾向についてご紹介いたします。

## 1. 確定給付企業年金・財政決算結果の概要

弊社総幹事先のうち、平成30年3月末から平成30年8月末の間に決算期を迎えた確定給付企業年金制度につき結果をとりまとめております。

### (1) 剰余・不足の発生状況

全体のうち85%の制度にて当年度剰余金が発生しました。当年度剰余金の主な発生要因は、順調であった運用環境を背景とした運用収益差(利差益)によるものです【図表1】。また、集計期間内の時価ベース利回りの平均は4.2%でした。

図表1 当年度の剰余発生割合及び時価ベース利回り(平均値)

決算期	当年度に剰余が発生した制度の割合	時価ベース利回り(平均値)	(参考) 予定利率(平均値)
H30/3末決算	87%	4.2%	2.5%
H30/4末決算	97%	5.7%	2.8%
H30/5末決算	84%	4.0%	2.6%
H30/6末決算	83%	3.6%	2.7%
H30/7末決算	83%	4.4%	2.6%
H30/8末決算	68%	3.7%	2.6%
期間計	85%	4.2%	2.5%

### (2) 継続基準による積立水準の傾向

継続基準による積立水準の検証は、純資産額と「数理債務—特別掛金収入現価」(責任準備金。以下同様)を比較して次の判定を行います。

#### 【継続基準による積立水準の検証】

純資産額 < 責任準備金 ⇒ 継続基準に抵触

#### 【財政再計算の実施要否の検証】

数理上資産額<sup>(※)</sup> + 許容繰越不足金 < 責任準備金  
⇒ 財政再計算の実施

(※) 積立金の評価に時価方式を用いている場合、純資産額と同額になります。

継続基準に抵触している割合は7%で、財政再計算の実施が必要な割合は0.4%でした【図表2】。

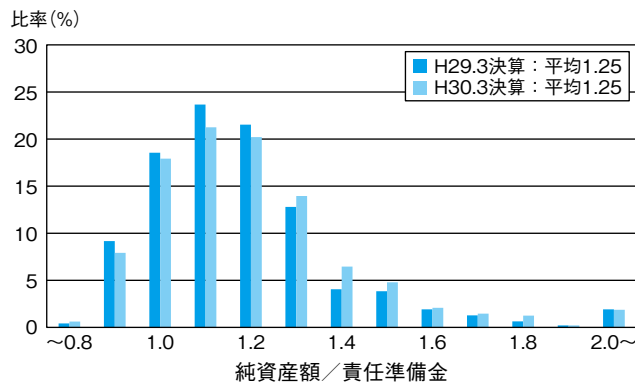
図表2 継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷責任準備金(平均値)	継続基準抵触割合	財政再計算の実施が必要な制度の割合
H30/3末決算	1.25	9%	0.2%
H30/4末決算	1.31	3%	0.0%
H30/5末決算	1.34	5%	2.3%
H30/6末決算	1.29	4%	0.0%
H30/7末決算	1.31	2%	1.5%
H30/8末決算	1.35	10%	0.0%
期間計	1.28(1.27)	7%(7%)	0.4%(0.4%)

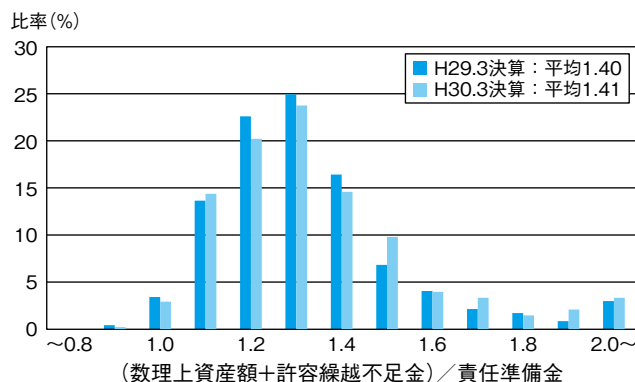
( )内はH29/3末決算～H29/8末決算の実績

制度数の最も多い3月末決算にて、積立水準の平均値について前年同期と比較しますと、「純資産額／責任準備金」は増減が無く、「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」は0.01増加しています【グラフ1、2】。

グラフ1 継続基準の水準検証(3月末決算)



グラフ2 財政再計算の実施要否の水準検証(3月末決算)



### (3) 非継続基準による積立水準の傾向

非継続基準による積立水準の検証は、純資産額と最低積立基準額を比較して次の判定を行います。

#### 【非継続基準による積立水準の検証】

純資産額 < 最低積立基準額 × 1.00

⇒ 非継続基準に抵触(追加掛金の算定)

ただし、「純資産額 ≥ 最低積立基準額 × 0.90」かつ「過去3事業年度のうち2事業年度以上で、純資産額 ≥ 最低積立基準額 × 1.00」を満たす場合は、非継続基準に抵触していないものとして取り扱う。

純資産額の最低積立基準額に対する比の平均は1.38で、非継続基準に抵触している割合は14%でした【図表3】。

# 平成29年度決算の傾向及びリスク対応掛金の導入傾向

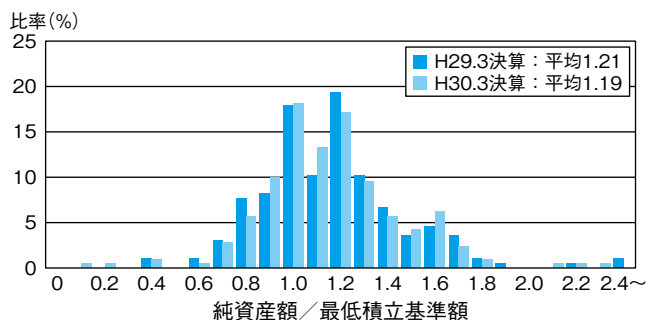
【図表3】 非継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷最低積立基準額 (平均値)	非継続基準 抵触割合	(参考) 純資産額が最低積立 基準額を下回っている割合
H30/3末決算	1.32	16%	18%
H30/4末決算	1.34	13%	13%
H30/5末決算	1.62	11%	16%
H30/6末決算	1.40	10%	13%
H30/7末決算	1.47	12%	12%
H30/8末決算	1.48	11%	11%
期間計	1.38(1.43)	14%(14%)	16%(17%)

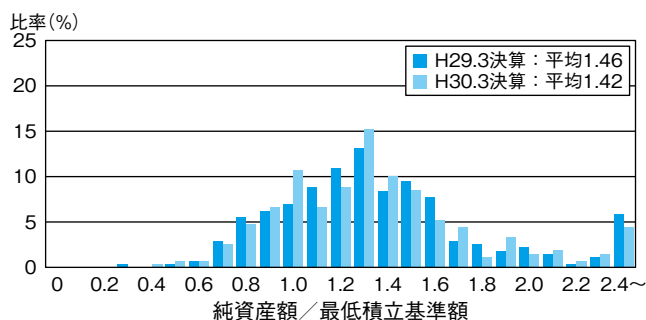
( )内はH29/3末決算～H29/8末決算の実績

制度数の最も多い3月末決算にて、積立水準の平均値について前年同期と比較しますと、基金型、規約型ともに前年からの大きな増減はありません(基金型: △0.02、規約型: △0.04)【グラフ3、4】。

【グラフ3】 基金型非継続基準の積立水準(3月末決算)



【グラフ4】 規約型非継続基準の積立水準(3月末決算)



非継続基準の積立水準に大きな増減がなかった要因として、最低積立基準額の算定に用いる予定利率が低下し最低積立基準額が増加した(詳細は後述)一方で、順調であった運用環境を背景として純資産額も増加したことにより相殺されているものと考えられます。

最低積立基準額は最低保全給付(基準日までの加入者期間に係る給付)を割り引くことによって算定しますが、その割引に用いる予定利率は継続基準(責任準備金を算定する予定利率)とは異なり、30年国債応募者利回りの過去5年間の実績値に基づき毎年見直されます。近時の国債利回りの低下は、今後の最低積立基準額の増加要因となるため、現時点で非継続基準に抵触していなくても、今後の積立水準の低下に注意が必要です【図表4】。

【図表4】 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の推移

決算期	予定利率
H28/4末～H29/3末決算	1.76%
H29/4末～H30/3末決算	1.46%
H30/4末～H31/3末決算	1.24%
H31/4末～H32/3末決算 <sup>(※)</sup>	1.05%
H32/4末～H33/3末決算 <sup>(※)</sup>	0.88%
H33/4末～H34/3末決算 <sup>(※)</sup>	0.76%
H34/4末～H35/3末決算 <sup>(※)</sup>	0.80%

代議員会の議決または労働組合等の同意を得た場合、上記予定利率に0.8以上1.2以下の数乗じた率を使用することができる。

(※)平成31年4月末決算以降は予測値(平成30年の30年国債応募者利回りの1年平均(0.794%)が今後も継続すると仮定)

## (4) 積立超過基準による積立水準の傾向

積立超過基準による積立水準の検証は、数理上資産額と積立上限額を比較して次の判定を行います。

### 【積立超過基準による積立水準の検証】

数理上資産額 > 積立上限額

⇒ 積立超過基準に抵触

(通常の掛金額から積立超過額に相当する額を控除)

積立上限額: 次のいずれか大きい額に 1.5 を乗じた額

- ・積立上限額算定用の数理債務<sup>(※)</sup>

- ・最低積立基準額

(※)以下の基礎率を使用

- ・予定利率: 基準日における下限予定利率

(平成30年3月: △0.1%、平成30年4月～平成31年3月: 0.0%)

- ・死亡率: 基準日における基準死亡率に法令で定める率を乗じた率

下限予定利率などの保守的な基礎率を用いて積立上限額算定用の数理債務を算定するため、基準値となる積立上限額は数理債務や最低積立基準額に対して高水準(今回の算定対象では平均3倍程度)の額となります。

したがって、積立水準が良好である昨今の状況においても積立超過基準に抵触した割合は非常に低く、集計期間内では1%程度でした【図表5】。

積立超過基準に抵触した制度の特徴として、高い運用実績という要因に加えて、過去に加入者の大幅減少があったことや給付減額を実施していることなど債務減少の要因が重なりあったことが挙げられます。今回の集計期間内で積立超過基準に抵触した制度のうちの過半数が、受給者のみの制度(閉鎖型制度)となっております。

【図表5】 積立超過基準による積立水準の検証

決算期	積立超過基準抵触割合
H30/3末決算	1%
H30/4末決算	0%
H30/5末決算	2%
H30/6末決算	0%
H30/7末決算	0%
H30/8末決算	1%
期間計	1%

## 2. リスク対応掛金の導入傾向について

平成28年12月14日付の確定給付企業年金法施行令等の改正により、平成29年1月1日付で確定給付企業年金に新たな財政運営が導入され、リスク対応掛金の設定が可能となりました。

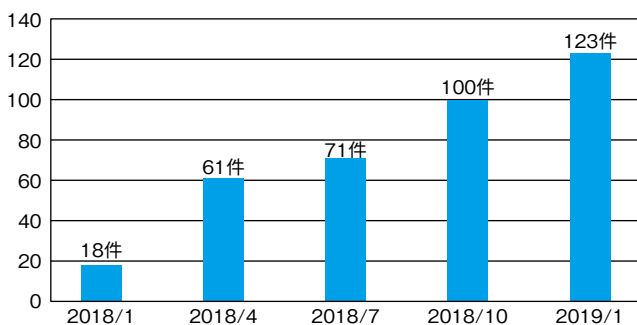
リスク対応掛金とは、将来の財政悪化に備えるために「財政悪化リスク相当額」の範囲内で任意で設定することが出来る掛金です。

ここでは、リスク対応掛金の導入状況、及びリスク対応掛金設定時の傾向についてご紹介します。

### (1) リスク対応掛金の導入状況

厚生労働省によると、リスク対応掛金の導入は順調に積み上がっており、承認(認可)件数は直近1年間で約6.8倍に増えています【グラフ5】。

グラフ5 リスク対応掛金の承認(認可)件数



【出所】厚生労働省「リスク対応掛金、リスク分担型企業年金及び特別算定方法の承認(認可)件数(累積)の推移(毎月1日時点)」より弊社作成

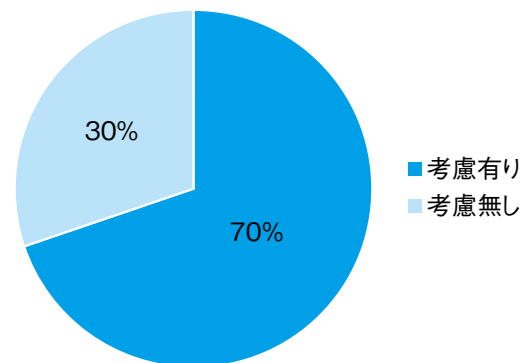
また、弊社総幹事先についても、既にリスク対応掛金を導入済み又は導入が決定している先、リスク対応掛金の計算を実施し検討を開始している先が増加しており、今後もリスク対応掛金の導入が益々加速していくことが想定されます。

### (2) リスク対応掛金の設定時の傾向

リスク対応掛金を設定するにあたっては、まずリスク対応掛金の設定可能額の上限である「財政悪化リスク相当額」を算定することとなります。「財政悪化リスク相当額」の算定方法には「標準的な算定方法」と「特別算定方法」があり、「標準的な算定方法」では資産側の「財政悪化リスク相当額」のみを考慮しますが、「特別算定方法」を採用した場合には、資産側の「財政悪化リスク相当額」に加えて負債側の「財政悪化リスク相当額」(例えば、予定利率が1.0%低下する場合の影響額)を考慮して「財政悪化リスク相当額」を算定することが可能です。

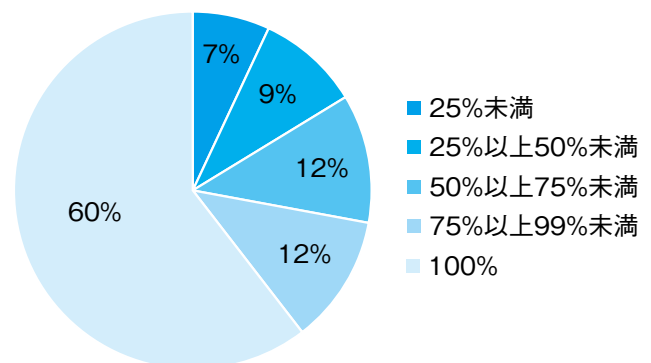
弊社総幹事先でリスク対応掛金の導入を決定した先では、70%の先が負債側の「財政悪化リスク相当額」まで考慮して「財政悪化リスク相当額」を算定しています【グラフ6】。

グラフ6 負債側の「財政悪化リスク相当額」の考慮有無



リスク対応掛金の水準は、拠出限度額の範囲内で任意に設定することが可能です。弊社総幹事先のリスク対応掛金の導入を決定した先では、60%の先が拠出限度額を全て使用してリスク対応掛金を設定しています【グラフ7】。

グラフ7 拠出限度額の使用割合



以上のことから、リスク対応掛金を導入する先においては、負債側の「財政悪化リスク相当額」を考慮することでリスク対応掛金の拠出限度額を拡大し、その拡大した拠出限度額を大いに活用してリスク対応掛金を設定する傾向にあることが分かります。

また、リスク対応掛金の導入が進む背景には、損金メリットを享受しつつ、国債利回りの低下に伴う今後の最低積立基準額の増加への備えや会計上の負債(退職給付債務と年金資産の差額)圧縮の狙いがあるものと考えられます。

以上